

# 団体交渉速報

## 東北大学、学内説明なしに軍事研究解禁か

*軍事研究による教職員の権利・安全・自由の侵害は、交渉事項には当たらないと、交渉を拒否*

組合は8月26日に、東北大学との団体交渉を行いました。本団体交渉は、8月4日に組合側から申し入れたものです。

### 交渉事項

#### 1. 軍事・国防に関する研究等に対する東北大学の方針と対応について

山下理事は、義務的交渉事項ではない、今後もあり得ないと、交渉自体を拒絶しました。交渉事項は労働条件のみとして組合との労働協約を矮小化。更には、軍事研究で労働者の権利侵害という仮定の議論はできないとして、私たち教職員の労働条件に係る不安要素さえも取り上げませんでした。

また、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、基礎研究であり軍事研究ではないとも強弁。構成員に説明することなく、軍事研究を事実上解禁したことが判明しました。

#### 2. 医療職員の未払い賃金の支給について

着替え・打ち合わせが就業時間外に行われていた問題について、未払い賃金を1日あたり10分、1年間分支払う方針が示されました。私たちは10分では到底足りないこと、少なくとも3年間遡及することを求めました。

#### 3. 部局長選考について

各部局で行われている現行制度に問題はないこと、また、あまりに拙速な提案であることを訴えました。

2025年9月1日

東北大学職員組合執行委員会